

ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」

(平成28年11月21日現在)

1. 商品名	ひめぎん教育資金贈与専用口座「孫との絆」
2. ご利用 いただける方	祖父母等の直系尊属(贈与者)から、書面による教育資金の贈与を受けた 30歳未満の方
3. お預入れ (1)対象預金 (2)お預入れ方法 (3)お預入れ金額 (4)お預入れ単位 (5)お預入れ期間	普通預金 口座開設店でのみお預入れできます。 10万円以上1,500万円以下 1円単位 平成25年8月30日(金)～平成27年12月30日(水)
4. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none">・窓口で随時お引き出しできます。・口座からのお引込後、教育資金の支払いに充当のうえ領収書等を口座開設店 にご提出ください。・領収書等の提出期限は、領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までと なります。また、領収書等の支払年月日は、口座からの出金と同一年に属す ることが必要です。・教育資金の支払以外のもの、領収書等の提出がないものについては贈与税の 課税対象となります。
5. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	毎日の店頭表示(普通預金)の利率を適用します。 毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。 ※利息は、口座開設時に利息入金用口座としてご指定いただいたご本人様名義 の普通預金口座(専用口座とは異なります)に入金いたします。 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を3 65日とする日割計算とします。
6. 本口座の解約	以下のいずれかの事由により教育資金管理契約は終了します。その場合、本口 座はただちに解約いただきます。(通常の預金口座として引続き利用すること はできません) <ul style="list-style-type: none">・預金者(受贈者)の年齢が30歳に達した場合・預金者(受贈者)が死亡した場合・預金残高がゼロになり、かつ、口座解約の合意があった場合
7. 手数料	—
8. お取扱店	全店(四国八十八カ所支店、ローンセンター各店を除く)
9. 付加できる 特約事項	法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取り扱いができます。
10. 税区分	マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)とな ります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されて います。
11. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none">・キャッシュカードは発行いたしません。・当行本支店でお一人様につき1口座のみの開設となります。・当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等の作成はでき ません。・公共料金等の自動支払および給与等の自動受け取りにはご利用いただけませ ん。

商品説明書

【預 No. 74-2】

12. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。
13. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時

【全国銀行協会相談室】

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル19階（全国銀行協会内）



0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時